



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年5月23日金曜日 第1966号

### ◇ 目次 ◇ 規 則

中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則..... 575

### 告 示

理容師法による講習会の指定..... 645

美容師法による講習会の指定..... 645

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 645

農業委員会交付金等交付規程の一部改正..... 646

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）..... 646

土地改良事業の工事の完了（4件）..... 646

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧... 647

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 647

基本測量の実施の通知..... 648

公共測量の終了の通知..... 648

土地改良区の定款変更の認可..... 648

土地改良区の利用規程の認可..... 648

建設業者の許可の取消し..... 649

市営土地改良事業の施行の同意..... 650

道路の位置の指定..... 650

道路の供用開始（県道波方環状線）..... 650

道路の区域変更（県道岩城弓削線）..... 650

道路の供用開始（ " ）..... 650

道路の供用開始（県道弓削島循環線）..... 651

土地改良区役員の就退任の届出..... 651

土地改良区連合の定款変更の認可..... 651

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（5件）..... 651

開発行為に関する工事の完了..... 652

建設業者の許可の取消し..... 652

道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）..... 652

道路の供用開始（ " ）..... 653

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 653

クリーニング師試験の施行..... 653

### 教育委員会公告

平成21年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... 654

### 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 654

### 雑 報

裁決手続開始の決定の公告（2件）..... 657

## 規 則

### ○愛媛県規則第41号

中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則を次のように定める。

平成20年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

#### 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）に定めるもののほか、特定中国残留邦人等に対する支援給付（法第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委任）

**第2条** 法第14条第4項（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第19条第4項の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第24条から第29条まで、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条、第80条並びに第81条に規定する支援給付の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。

（備付書類）

**第3条** 地方局長は、被支援者（支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。

- (1) 面接記録票
- (2) 支援給付台帳
- (3) 支援給付決定調査

- (4) 支援給付金品支給台帳
- (5) 被支援者記録表

2 地方局長は、次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。

- (1) 受付簿
- (2) 被支援者番号索引簿
- (3) 被支援者番号登載簿
- (4) 支援給付申請書受理簿
- (5) 医療券交付処理簿
- (6) 介護券交付処理簿

3 前2項に掲げる書類の様式は、生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の規定の例による。

（通知）

**第4条** 地方局長は、例による生活保護法第19条第2項の規定により要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）の現在地において支援給付を行ったときは、速やかに、前条第1項各号及び第6条に規定する書類の写しを添付して、その旨を被支援者の居住地を所管する支援給付の実施機関（例による生活保護法第19条第1項から第3項までの規定により支援給付を行うべき者をいう。以下同じ。）の長に通知しなければならない。

2 地方局長は、被支援者がその居住地を他の支援給付の実施機関の所管区域内に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、要支援者転出通知書（様式第1号）により当該支援給付の実施機関の長に通知しなければならない。

（申請書等）

**第5条** 支援給付の開始又は変更の申請は、支援給付申請書（様式第2号）によるものとする。ただし、現に医療支援給付以外の支援給付又は介護支援給付以外の支援給付を受けている者が医療支援給付又は介護支援給付を申請する場合にあっては、支援給付変更申請書（様式第3号）によるものとし、現に医療支援給付の開始の決定を受けている者が入院を要しない医療支援給付を申請する場合にあっては、支援給付変更申請書（傷病届）（様式第4号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、例による生活保護法第18条第2項の規定による葬祭支援給付の申請は、葬祭支援給付申請書（様式第5号）によるものとする。

3 支援給付申請書には、次に掲げる書類のうち、地方局長が必要と認めるもの及びその他地方局長が必要と認める書類を添付するものとし、葬祭支援給付申請書には、地方局長が必要と認める場合には、第1号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 給与証明書（様式第6号）
- (2) 住宅補修計画書（様式第7号）
- (3) 生業計画書（様式第8号）

（決定通知書）

**第6条** 例による生活保護法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第25条第2項に規定する書面の様式は、支援給付の開始又は変更を決定する場合にあっては支援給付決定通知書（様式第9号）、却下する場合にあっては支援給付申請却下通知書（様式第10号）とし、例による生活保護法第26条第1項に規定する書面の様式は、支援給付廃止（停止）決定通知書（様式第11号）とする。

（検診命令等）

**第7条** 地方局長は、例による生活保護法第28条第1項の規定により検診の命令を行うときは、検診命令書等（様式第12号）を交付しなければならない。

2 例による生活保護法第28条第1項の規定により検診命令を受けた要支援者の検診を行った医師又は歯科医師は、検診命令書等により地方局長にその結果を報告するとともに、検診に要した費用を請求しなければならない。

（調査依頼）

**第8条** 地方局長は、例による生活保護法第29条の規定により調査を囑託し、又は報告を求めるときは、例による生活保護法第29条の規定に基づく調査依頼書（様式第13号）を送付しなければならない。

（扶養照会）

**第9条** 地方局長は、要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、扶養照会書（様式第14号）を送付しなければならない。

（入所依頼等）

**第10条** 地方局長は、例による生活保護法第30条第1項ただし書の規定により被支援者を入所させ、又は被支援者の入所若しくは養護を委託するときは、施設の長又は私人に対し被支援者入所（養護）依頼書（様式第15号）を送付しなければならない。

2 施設の長は、被支援者を入所させたとき、又は被支援者が退所したときは、入所を依頼した地方局長に対し、入所（退所）通知書（様式第16号）によりその旨を通知しなければならない。

（支援給付金品の支給方法等）

**第11条** 地方局長は、支援給付金品を交付しようとするときは、当該職員をして被支援者等から支援給付決定通知書又はこれに類するものの提示を求めさせなければならない。

2 地方局長は、例による生活保護法第19条第7項第3号の規定により町長に依頼して支援給付金品を交付しようとするときは、当該町長に対し当該交付の日の3日前までに支援給付支給明細書（様式第17号）2部を送付するとともに、その資金をあらかじめ当該町長に交付しなければならない。

（医療要否意見書等）

**第12条** 地方局長は、医療支援給付の申請があったときは支援給付に係る治療等の要否を判定するため、次に掲げる書類のうち必要と認めるものを、指定医療機関又は指定を受けた施術者（以下「指定施術機関」という。）から徴するものとする。

- (1) 医療要否意見書（様式第18号）
- (2) 精神疾患入院要否意見書（様式第19号）
- (3) 給付要否意見書（様式第20号）
- (4) 訪問看護要否意見書（様式第21号）

2 例による生活保護法第24条第6項の規定により町長が支援給付変更申請書（傷病届）を受け取ったときは、当該町長は、直ちに診療依頼書（入院外）（様式第22号）を要支援者に交付するものとする。

（給付券等）

**第13条** 医療支援給付又は介護支援給付の現物給付は、次に掲げる給付券等を交付して行うものとする。

- (1) 医療券・調剤券（様式第23号）
- (2) 介護券（様式第24号）
- (3) 治療材料券・治療材料費請求明細書（様式第25号）
- (4) 施術券・施術報酬請求明細書（様式第26号）
- (5) 施術費給付承認書（はり・きゅう）・施術費給付請求書（はり・きゅう）（様式第27号）

（受療連絡票）

**第14条** 地方局長は、前条第5号に掲げる承認書を交付した場合において、交付を受けた者が他の指定医療機関で現に治療中であるときは、はり・きゅう受療連絡票（様式第28号）により当該指定医療機関に連絡しなければならない。

（診察料等の請求手続）

**第15条** 指定医療機関が診察又は検査のみを行ったときは、診察料又は検査料を医療要否意見書により地方局長に請求するものとする。

2 指定施術機関が初検のみを行ったときは、初検料を施術初検料請求書（様式第29号）により地方局長に請求するものとする。

3 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が同項に規定する訪問看護若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護を行った場合において、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第1項に規定する基本利用料以外の利用料に相当する費用を必要としたとき、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が同法第8条第4項に規定する訪問看護を行った場合において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第66条第3項に規定する交通費に相当する費用を必要としたとき、又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行った場合において、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第69条第3項に規定する交通費に相当する費用を必要としたときは、これらの費用を訪問看護に係る利用料請求書（様式第30号）により地方局長に請求するものとする。

（町長の協力事務）

**第16条** 例による生活保護法第24条第6項に規定する書面の様式は、支援給付申請に伴う調査書（様式第31号）とする。

2 町長は、その区域内の被支援者につき被支援世帯票（様式第32号）を作成し、常にこれを整備しなければならない。

3 町長は、第3条第1項第5号及び第2項第1号に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。

4 町長は、その区域内の被支援者につきその状況の変動を認めた場合は、速やかに被支援者状況変動報告書（様式第33号）により地方局長に報告しなければならない。

5 町長が例による生活保護法第19条第7項第3号の規定により被支援者等に支援給付金品の交付を行う場合は、当該町の会計管理者は、指定された交付日に当該支援者等から支援給付決定通知書又はこれに類するものの提示を求め、これと支援給付支給明細書を照合の上、同明細書に従って支援給付金品を交付するとともに、速やかに、当該被支援者等の受領印のある同明細書を添えて支援給付交付金精算書（様式第34号）を地方局長に提出しなければならない。

（入所被支援者状況変更届出書）

**第17条** 例による生活保護法第48条第4項の規定による届出は、入所被支援者状況変更届出書（様式第35号）を地方局長に提出してしなければならない。

（不服申立書）

**第18条** 例による生活保護法第64条に規定する審査請求又は例による生活保護法第66条に規定する再審査請求は、審査（再審査）請求書

（様式第36号）をそれぞれ知事又は厚生労働大臣に提出してしなければならない。

（繰替支弁）

**第19条** 保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設が例による生活保護法第72条第1項に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、当該施設の長は、繰替支弁施設指定申請書（様式第37号）を知事に提出しなければならない。

2 市町又は地方局は、例による生活保護法第72条の規定による繰替支弁をしたときは、支出した月の翌月末までに支援給付繰替支弁金計算書（様式第38号）に支出に関する証拠書類の写しを添付して、当該費用を支弁すべき市町又は地方局に、その費用の弁償を請求しなければならない。

3 市町又は地方局は、前項の請求を受けたときは、その請求を受けた日から30日以内にこれを弁償しなければならない。

（支援給付負担金精算書）

**第20条** 市長は、支援給付負担金精算（調）書（様式第39号）を2部作成し、当該年度の歳入歳出決算書抄本を添付して、毎年6月10日までに知事に提出しなければならない。

2 地方局長は、前項の支援給付負担金精算（調）書に準じて精算書を2部作成し、毎年6月10日までに知事に提出しなければならない。

（保護施設事務費の精算）

**第21条** 保護施設の管理者は、被支援者に係る保護施設事務費の精算について、生活保護法施行細則第28条に規定する書類を同条の定めるところにより知事に提出しなければならない。

（経理状況調）

**第22条** 市長及び地方局長は、毎月支援給付経理状況調（様式第40号）を作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

（異なる様式の承認）

**第23条** 地方局長又は市町長は、必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けてこの規則に定める様式と異なるものを用いることができる。

（補則）

**第24条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第16条第5項の規定の適用については、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者は、第16条第5項に規定する会計管理者とみなす。

## 様式第1号(第4条関係) 要支援者転出通知書

## 要 支 援 者 転 出 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

地方局長

印

次の者は、当管内において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を実施しておりましたが、貴管内に転出しましたから、よろしくお取り計らいください。

## 1 転出者の住所氏名

氏 名	
本 籍 地	
現 住 所	
転 出 地	

## 2 転出者の世帯の状況

家 族 構 成		職 業	収 入 の 状 況 (仕送り、資産等を含む。)
1	歳		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

## 3 当管内において受けていた支援給付の状況

支援給付の種類及び程度	
他法他施策の適用状況	

## 4 転出の理由、支援給付の経過及び参考意見

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 「4 転出の理由、支援給付の経過及び参考意見」の欄には、廃止年月日等を記入すること。

様式第2号(第5条関係) 支援給付申請書

支援給付申請書										
現在住んでいる所						現在の所へ住み着いた時期	年 月 日			※ 地方局 受付月日
要支援家族	人員	氏 名	続柄	性別	年 齢	生年月日	学 歴	職 業	健康状態	
	1		中国残留 邦人本人							※ 町役場 受付月日
	2		配偶者							
	3									
	4									
同居家族の状況	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
家族のうち、別な場所に住んでいる者があるときは、その者の氏名及び住所										
資 産 の 状 況 (別紙1のとおり)			収 入 の 状 況 (別紙2のとおり)			関 係 先 照 会 へ の 同 意 (別紙3のとおり)				
援助をしてくれる者の状況	世帯主又は 家族との関係	氏 名		住 所			今まで受けた援助及び将来の見込み			
支援給付を申請する理由(具体的に記入してください。)										
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地方局長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">支援給付を受けようとする者との関係</p>										

## 記入上の注意

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別紙1から別紙3までは、支援給付を受けようとする者に記入してもらってください。
- 3 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によって処罰されることがあります。
- 4 この申請書は、支援給付の開始及び変更のいずれの場合にも用いるものとし、支援給付の変更申請の場合にあつては、別紙1から別紙3までのうち、地方局長から指示があつたものを添付してください。

- 注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項」とすること。
- 2 給与証明書（様式第6号）、住宅補修計画書（様式第7号）及び生業計画書（様式第8号）のうち、地方局長が必要と認めるもの並びにその他地方局長が必要と認める書類を添付すること。

別紙1 資産申告書

(表)

資 産 申 告 書

年 月 日

地方局長 様

住所  
申告者 氏名 ⑩

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地	有・無	延べ面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権	
地	(2) 田 畑	有・無				有・無	
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無	
建 物	(1) 住 居 用	持 家 借 借 間		延べ面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
		<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 (いずれかを○で囲んでください。)					
	(2) その他	有・無			(家賃 円)		有・無

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有・無				
預 貯 金	有・無	預 貯 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類	額	面	評 価 概 算 額
生 命 保 険	有・無	契 約 先		契 約 金	保 険 料
そ の 他 の 保 険	有・無				

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏)

## 3 その他の資産

自動車 (自動二輪車を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
		<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 未使用				
貴金属	有・無	品名				
その他 高価なもの	有・無					

## 4 負債(借金)

有・無	金額	借入先

## 記入上の注意

- 1 この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- 2 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については、借地等の場合も記入してください。
- 3 「有」を○で囲んだ資産については、次に従って記入してください。
  - (1) 同じ種類の資産を複数保有している場合は、そのすべてを記入してください。
  - (2) 「2 現金、預貯金、有価証券等」の表の「種類」の欄には、例えば、「株券」、「国債」等と記入し、同表評価概算額の欄には、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
  - (3) 「3 その他の資産」の表の「品名」の欄には、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- 4 のある欄は、該当するの中にレ印を付けてください。
- 5 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。
- 6 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、記入上の注意5中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

別紙2(その1) 収入申告書(新規用)

(表)

収 入 申 告 書

年 月 日

地方局長 様

住 所  
申請者  
氏 名

印

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の氏名	仕事の内容 (勤め先(会社名)等)	区 分	当 月 分 (見込額)	前 月 分
		収 入		
		必要経費①		
		就労日数		
		収 入		
		必要経費②		
		就労日数		
		収 入		
		必要経費③		
		就労日数		
必要経費 (前月分) の主な内容	①			
	②			
	③			

2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、 傷病手当金、その他( )	収 入 額	月額 年額	円 円
-----	---	-------------	----------	--------

3 仕送りによる収入(前月分の合計を記入してください。)

有・無	仕送りによる収入	内 容 円	仕送りした者の氏名
	現物による収入	米・野菜・魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏)

## 4 その他の収入（前月分の合計を記入してください。）

有・無		内 容	収 入	受領した年月日
		生命保険等の給付金	円	
		財 産 収 入 (土地及び家屋の賃貸料等)	円	
		そ の 他	円	

## 5 その他将来において見込みのある収入（1から4までに記入したものを除く。）

有・無	内 容	収 入 見 込 額

## 6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は、記入する必要はありません。）

氏 名	働いて得た収入のない理由

## 記入上の注意

- この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- 「1 働いて得た収入」の表は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- 農業収入については、前月分の総収入のみを、「1 働いて得た収入」の表の「当月分」の欄に記入してください。
- 「1 働いて得た収入」の表の「必要経費」の欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 2から5までの収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。
- 収入のうち、証明書等の取れるもの（例えば、勤務先の給与証明書、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付してください。
- 不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、記入上の注意8中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。